

判決確定の御報告

令和4年1月12日

当社は、株式会社新潮社（以下、「新潮社」といいます。）が、「太田光が日本大学芸術学部演劇学科に裏口入学していた。」との内容を報じた記事について、当該内容が全くの事実無根であることを理由として、新潮社に対し、名誉毀損に基づく損害賠償請求と当該記事の削除等を求めておりましたが、本月7日に上訴期限が経過し、一審判決の内容である、新潮社に対し440万円（別途遅延損害金）の支払を命ずる旨の判決が確定致しましたので、御報告申し上げます。

なお、昨年12月24日に行われた控訴審判決の直後において、新潮社は「上告する。」との内容の文面を一部の報道関係者に対して配布されておりましたが、その後、経緯は不明ですが方針を転換され、上告はされませんでしたので、その点は御注意頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

弁護士法人橋下綜合法律事務所
太田光氏 代理人弁護士 松隈貴史

第二審の判決通り納得してもらえたということで、ホッとしています。
私としてはこれで、ノーサイドと受け止めます。
裏口ネタは今後も続けさせていただきます。

爆笑問題・太田光